

南大隅町伐採及び伐採後の造林の届出書等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出及び法第10条の8第2項の規定による伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出書等提出書類)

第2条 森林所有者等が、立木を伐採するにあたり、法第10条の8第1項に基づき、町長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出書（別記第1号様式。以下「届出書」という。）には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類を、同表右欄に掲げる場合に添付しなければならない。

区 分	添 付 書 類	備 考
1 添付書類が確認できる書類	チェックリスト（別記第2号様式）	必須
2 伐採地及び搬出道が確認できる書類	伐採地の位置図又は字図（地籍図）に搬出経路をマーキングしたもの	必須
3 土地所有者が確認できる書類	伐採地の登記簿謄本	必須
4 森林所有者等の住所が確認できる書類	住民票（マイナンバーの記載を省略したもの）	必須（土地所有者が森林所有者等と同一でない場合は、土地所有者分も添付すること。）
5 森林所有者等の意思が確認できる書類	確約書（別記第3号様式）	必須
6 作業路管理者、地元自治会等との協議が確認できる書類	地域関係団体との協議書（別記第4号様式）	必須（ただし、該当する作業路及び自治会等がないと認められる場合を除く。）
7 再造林の意向を確認する書類	再造林意向確認書（森林所有者等用）（別記第5号様式）	必須
8 土地所有者及び森林	土地の売買契約書又は立	必要と認める場合（ただ

所有者等の変更を確認できる書類	木の売買契約書	し、登記簿謄本の土地所有者と届出書の届出人が異なる場合又は登記簿謄本記載の土地所有者と森林所有者等が異なる場合。)
9 公道管理者、河川管理者等との協議が確認できる書類	関係施設管理者との協議書（別記第6号様式）	必要と認める場合
10 公道管理者への申請が確認できる書類	許可証等の写し	必要と認める場合

（計画の審査）

第3条 町長は、前条の規定により提出された届出書が、南大隅町森林整備計画に適合したものであるかについて審査するものとする。

2 町長は、前項の審査により、届出書に記載された内容が南大隅町森林整備計画に適合すると認められるときは、伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書（別記第7号様式）を、それ以外のときは伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書（別記第8号様式）を、届出書を提出した森林所有者等に通知するものとする。

（伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告）

第4条 森林所有者等は、届出書に記載した人工造林又は天然更新による造林が終了した日から30日以内に法第10条の8第2項の規定により、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書（別記第9号様式）を提出しなければならない。

（てん末書）

第5条 届出書を提出することなく伐採を行った者（以下「無届伐採者」という。）は、伐採を行ったことが明らかになった場合、その事実が判明したときから遅滞なく町長に対し、てん末書（別記第10号様式）を提出しなければならない。

2 町長は、前項のてん末書の提出があった場合は、指導書（別記第11号様式）により、無届伐採者に対し、指導するものとする。

（作業看板の設置）

第6条 森林所有者等は、伐採を開始する日前30日以内に、伐採現場付近の分かりやすい場所に森林の所在場所、届出者名、伐採事業者名、連絡先、伐採面積及び伐採期間を看板にて掲げなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。